

参考資料

	内 容	ページ
①	地方独立行政法人法(抜粋)	P 1~P 2
②	熊本県公立大学法人評価委員会条例	P 3
③	公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領	P 4~P 7
④	熊本県立大学の概況	P 8~P 16
⑤	平成 30 年度(2018 年度)業務実績報告書 用語解説	P 17~P 19

【参考資料】 地方独立行政法人法 （抜粋）

（役員の報酬等）

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる

（準用）

第56条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その

評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

（認証評価機関の評価の活用）

第79条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

熊本県公立大学法人評価委員会条例

(平成17年7月1日条例第37号)

(改正 平成30年3月23日条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する熊本県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領

平成 19 年 2 月 16 日
熊本県公立大学法人評価委員会決定
一部改正：平成 24 年 6 月 14 日
一部改正：平成 27 年 7 月 15 日
一部改正：平成 29 年 11 月 13 日

この実施要領は、熊本県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっての基本的な考え方、評価の方法及び評価の進め方について定めるものとする。

1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 法人における教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の教育及び研究並びに組織及び運営について継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- (3) 法人の教育及び研究並びに組織及び業務運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (4) 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

2 評価の種類

評価委員会が行う評価は、次の3つとする。

名称	根拠	評価の対象	評価実施時期
年度評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第1～3号	毎事業年度における業務の実績	当該事業年度の翌年度
中間評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第2号	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績	中期目標期間の最後の事業年度の前年度
期間評価	地方独立行政法人法 第78条の2第1項 第3号	中期目標期間における業務の実績	中期目標期間終了の翌年度

3 評価の方法

法人が行う自己評価を踏まえ評価することを基本とし、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

(1) 年度評価

ア 項目別評価

- ① 法人は、年度計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。
- ② 評価委員会は、業務実績報告書等を踏まえ、当該最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に示す視点に該当する取組か否かを審査することにより評価する。

なお、「大学の教育研究等の質の向上」に関する項目については、その特性に配慮するため、専門的な評価は行わず、事業の外形的、客観的な進捗状況等の確認により評価する。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況について総合的な評価を行う。

(2) 中間評価・期間評価

ア 項目別評価

- ① 法人は、中期計画の最小項目ごとの実施状況について、別紙「評価基準表」に基づき自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。
- ② 評価委員会は、中期計画の「1 大学の教育研究等の質の向上」については中項目、それ以外については大項目ごとに、別紙「評価基準表」に基づき、中期目標・中期計画の達成状況を評価する。

なお、評価に当たっては、業務実績報告書等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえ、中期計画策定時に設定した指標を基に、客観的かつ総合的に行うこととする。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標・中期計画の達成状況について総合的な評価を行う。

4 評価の進め方

- (1) 法人は、次に掲げる提出期限までに、業務実績報告書（評価委員会が別に指定する様式）を評価委員会に提出する。

評価の名称	業務実績報告書提出期限
年度評価	毎事業年度終了後3ヶ月以内
中間評価	中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後3ヶ月以内
期間評価	中期目標期間の最後の事業年度終了後3ヶ月以内

- (2) 評価委員会が評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。

- (3) 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

5 その他

この実施要領については、必要に応じて見直すことができるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

改正後の要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施について適用し、施行日前に終了する事業年度及び中期目標期間における業務の実績を対象とする評価の実施については、なお従前の例による。

(別紙) 評価基準表

①年度評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	年度計画を上回って実施している。
A	年度計画を順調に実施している。
B	年度計画を十分に実施していない。
C	年度計画を実施していない。

評価委員会評価	
視点	評価基準
顕著	顕著な成果をあげた取組
独自	大学の特色や特性を活かした取組
新規	新たな取組
着実	継続的な実施により着実な成果をあげた取組
注目	マスコミ・報道等から注目された取組
課題	進行の遅れがみられる又は改善が望まれる取組

②中間評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を順調に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ランク	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が見込まれる。(評価委員会が特に認める場合)
2	中期目標・中期計画の達成が見込まれる。
3	中期目標・中期計画の達成が厳しい状況にある。
4	中期目標・中期計画の達成のためには、取組の改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

③期間評価

法人自己評価	
ランク	評価基準
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を十分に実施している。
B	中期計画を十分に実施していない。
C	中期計画を実施していない。

評価委員会評価	
ランク	評価基準
1	中期目標・中期計画を上回る成果が得られた。(評価委員会が特に認める場合)
2	中期目標・中期計画を達成している。
3	中期目標・中期計画を十分に達成していない。
4	業務運営について改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

参考資料

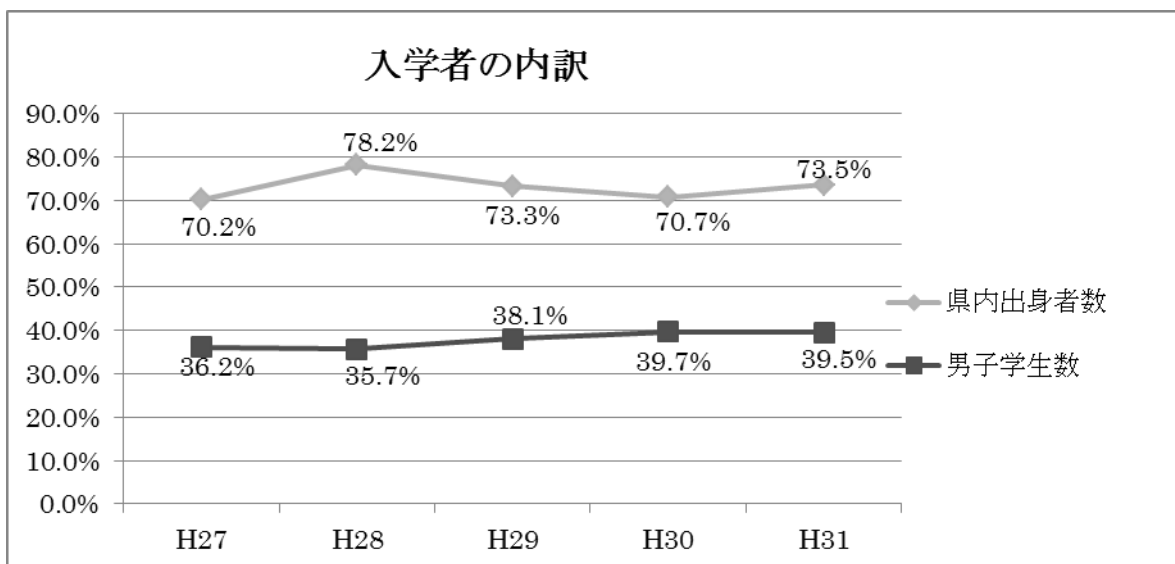
熊本県立大学の概況

令和元年（2019年）6月

◆入学者の状況

<学部入学者の内訳>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入学者数	517	527	525	529	514
県内高校出身者数	363	412	385	374	378
割合 (%)	70.2%	78.2%	73.3%	70.7%	73.5%
男子学生数	187	188	200	210	203
割合 (%)	36.2%	35.7%	38.1%	39.7%	39.5%

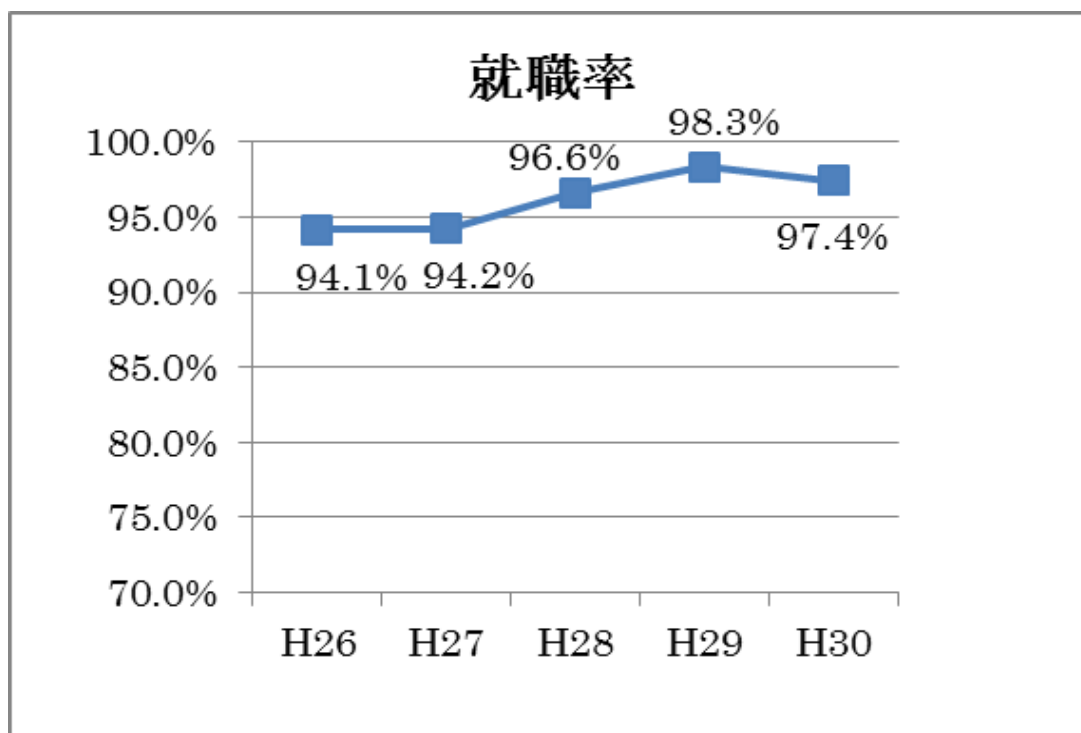


◆進路状況

<学部生の進路状況>

(各年度5月1日現在)

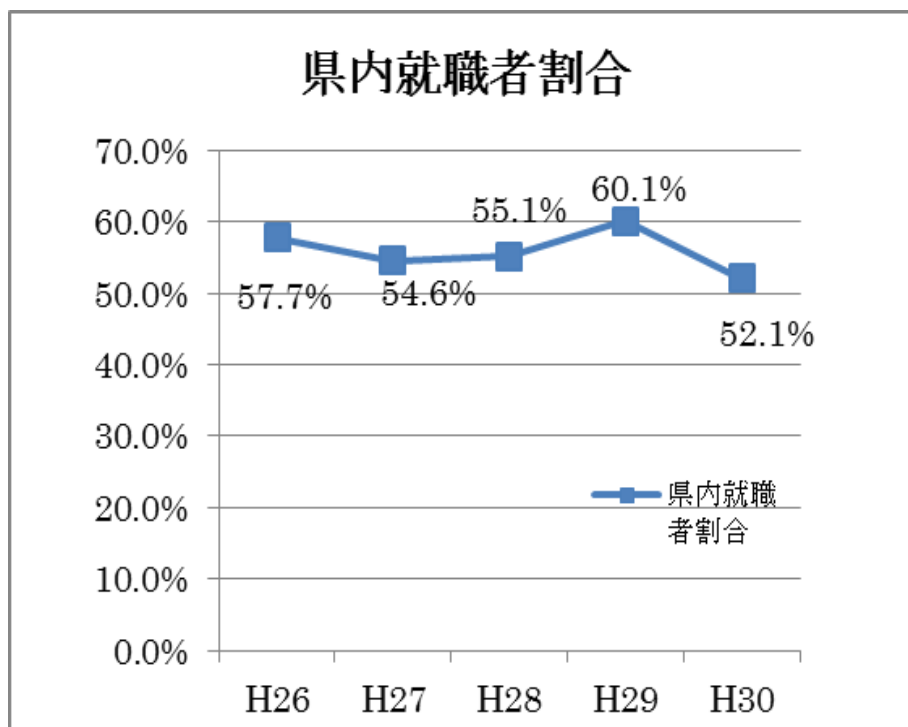
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
進 路 状 況	卒業生総数	486	472	475	472	495	
	内	1 就職希望者	427	416	415	418	422
		うち決定者	402	392	401	411	411
		就職率 (%)	94.1%	94.2%	96.6%	98.3%	97.4%
	訳	2 進学・その他	59	56	60	54	73



◆就職状況

<学部生の地域別就職状況>

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域別就職状況	熊本	232	214	221	247	214
	県内就職者割合	57.7%	54.6%	55.1%	60.1%	52.1%
	県外	170	178	180	164	197
	合計	402	392	401	411	411

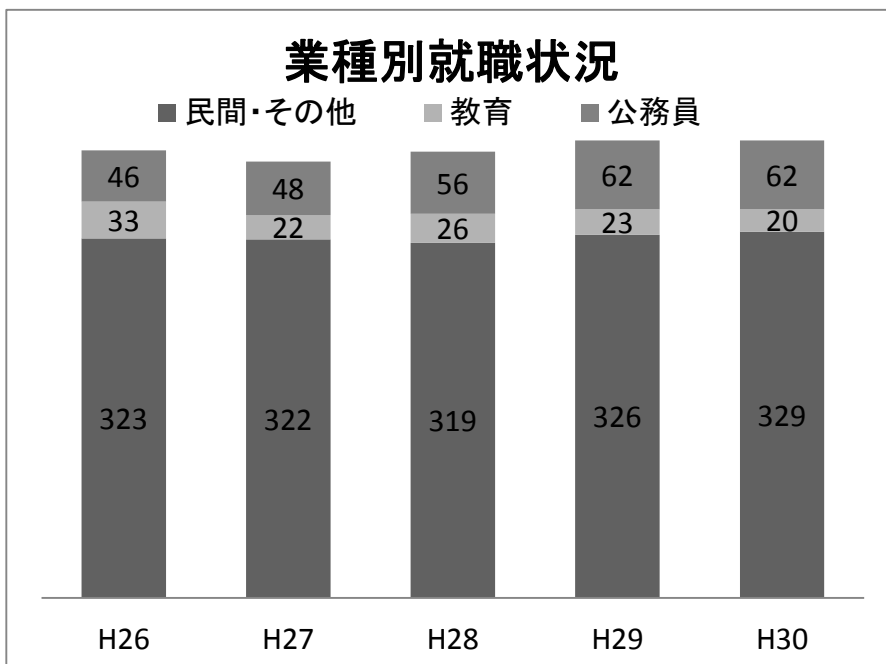


<業種別就職状況>

		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		全学	割合	全学	割合	全学	割合	全学	割合	全学	割合
業 種 別 就 職 状 況	民間・その他	323	80.4%	322	82.2%	319	79.6%	326	79.3%	329	79.3%
	教 育 *1	33	8.2%	22	5.6%	26	6.5%	23	5.6%	20	5.6%
	公 務 員 *2	46	11.4%	48	12.2%	56	14.0%	62	15.1%	62	15.1%
	合 計	402	100.0%	392	100.0%	401	100.0%	411	100.0%	411	100.0%

*1 「日本標準産業分類」の「教育・学習支援業」のほか、短時間勤務の者及び雇用期間が一年未満の者も含む。

*2 「日本標準産業分類」の「公務」に該当する者。



◆地域（自治体）からの受託研究、共同研究

<自治体からの受託研究、共同研究の状況>

		平成26年 度	平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度
自治体からの受託研究、共同研究 (件)		31	31	28	28	25
(内) 地域貢献研究事業による研究 (大学予算での実施) (件)		23	24	22	15	16
内訳	県と実施	13	16	13	10	6
	包括協定自治体と実施	10	8	9	5	10

◆授業公開講座の実施状況

<講座開講状況及び受講の状況>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
講座数 (前期・通年)	81講座	83講座	76講座	58講座	63講座
(後期)	77講座	67講座	65講座	51講座	50講座
合計	158講座	150講座	141講座	109講座	113講座
申込人数 (延べ人数)	480名	401名	374名	249名	216名
受講者数 (延べ人数)	411名	351名	319名	227名	187名

◆国際交流

海外の協定校との交流活動については、大韓民国・祥明大學校と姉妹提携を、アメリカ合衆国・モンタナ州立大学ピリングス校と学生交流協定を締結し、本学学生の派遣や、協定校の学生受入れを行っている。

<協定校・機関数>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
協定校・機関数	11	13	13	14	14

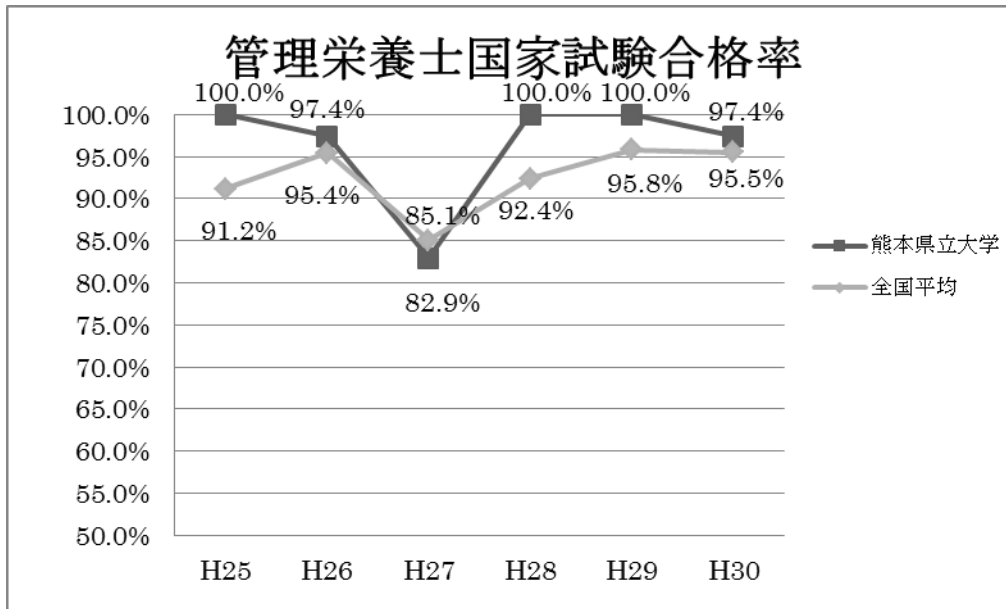
<外国人留学生の受入れ状況（平成30年度実績）>

	学部	大学院	研究生等	合計
国費留学生 (日本政府負担による留学生)	0	0	0	0
外国政府留学生 (外国政府負担による留学生)	0	0	0	0
私費留学生 (個人負担による留学生、交換留学生含む。)	0	2	5	7
水銀研究留学生	-	6	-	6
合計	0	8	5	13

◆管理栄養士国家試験合格率

<管理栄養士国家試験合格率（新卒者）>

	平成25年度 (第28回)	平成26年度 (第29回)	平成27年度 (第30回)	平成28年度 (第31回)	平成29年度 (第32回)	平成30年度 (第33回)
熊本県立大学合格率	100.0%	97.4%	82.9%	100.0%	100.0%	97.4%
全国平均	91.2%	95.4%	85.1%	92.4%	95.8%	95.5%



大学院入試の状況(直近6年間)

(単位:人)

入学年度	研究科名(専攻名)	博士前期課程				博士後期課程			
		定員	志願者数	合格者数	入学者数	定員	志願者数	合格者数	入学者数
平成26	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	7	6	6	2	0	0	0
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	2	2	2	2	1	1	1
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	21	16	16	3	4	4	4
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	13	11	11	4	1	1	1
	計	50	43	35	35	11	6	6	6
平成27	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	1	1	1	2	1	1	1
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	4	2	2	2	4	3	3
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	21	15	14	3	7	6	6
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	15	14	14	4	0	0	0
	計	50	41	32	31	11	12	10	10
平成28	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	6	2	2	2	0	0	0
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	4	3	3	2	3	3	3
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	19	15	15	3	2	2	2
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	18	16	16	4	0	0	0
	計	50	47	36	36	11	5	5	5
平成29	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	1	1	1	2	1	1	1
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	1	0	0	2	0	0	0
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	23	22	21	3	3	2	2
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	7	7	7	4	1	1	1
	計	50	32	30	29	11	5	4	4
平成30	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	2	2	1	2	1	1	1
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	1	1	1	2	1	1	1
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	12	12	11	3	0	0	0
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	4	4	4	4	0	0	0
	計	50	19	19	17	11	2	2	2
平成31	文学研究科(日本語日本文学専攻)	5	4	2	2	2	0	0	0
	文学研究科(英語英米文学専攻)	5	1	1	1	2	0	0	0
	環境共生学研究科(環境共生学専攻)	20	22	21	20	3	2	2	2
	アドミニストレーション研究科(アドミニストレーション専攻)	20	12	11	11	4	0	0	0
	計	50	39	35	34	11	2	2	2

平成30年度（2018年度）業務実績報告書 用語解説

計画番号	用語	解説
(1)	入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）	大学、学部・学科等の教育理念、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針。
(1)	高大接続改革	国が現在進めている高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素（※）を確実に育成・評価する、三者の一体的な改革。※① 知識・技能、② 思考力・判断力・表現力、③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度
(3)	FD	Faculty Development ファカルティ ディベロップメント：教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称である。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施、センター等の設置などを挙げることができる。
(44)	認証評価	国公私立すべての大学が文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）によって定期的に評価を受ける制度で、平成16年度から導入された。大学を評価する認証評価機関として、大学基準協会、大学改革支援・学位授与機構、日本高等教育評価機構の3機関がある。
(4)	包括協定	大学と自治体・企業等が、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくり等様々な分野において相互に協力することを目的として締結する協定。 令和元年（2019年）5月現在、20自治体2団体と締結。 自治体：小国町、あさぎ町、和水町、菊陽町、天草市、水俣市、宇城市、菊池市、大津町、人吉市、御船町、合志市、玉名市、山都町、八代市、相良村、高森町、五木村、益城町、水上村。 団体：一般社団法人熊本県工業連合会、熊本県農業研究センター）と協定を締結している。
(4)	もやいすと育成システム	大学の人材養成の目的を表す概念として用いている「もやいすと」を育成する教育プログラムの体系。「もやいすと」とは、「熊本の自然や文化、社会に対する理解に立ち、専門の枠を超えて、自ら課題を認識・発見し、“地域づくりのキーパーソン”として地域の人々と協働して課題の解決に取り組む人材」と定義している。
(4)	もやいすと評価制度	地域づくりのキーパーソン「もやいすと」を学修活動により「もやいすとスーパー」、「もやいすとシニア」、「もやいすとジュニア」として認定する制度。
(4)	地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）	大学COC事業（Center of Communityの略）は、文部科学省が国内の大学を対象として、「地域社会との連携強化による地域の課題解決」や「地域振興策の立案・実施を視野に入れた取り組み」をバックアップする施策。2013年度より開始された。
(4)	地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）	COC+は、文部科学省が、大学が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的とした施策。2015年度から開始された。
(4)	学生GP制度	地域企業・地域社会から募集した研究テーマを学生が卒業研究として行う本学の取組。この取組を教育体制に組み込むことで、学生の自律と自立に向けた就業力育成を図ることを目的としている。 ※ GP：Good Practiceの略。「優れた取組」という意味で使われている。
(4)	フューチャーセッション	意思決定や合意形成のための場ではなく、つねに問いを開き続けることで、参加者自身が目的を創り出し、主体的に実行することを促す創意形成の場です。いわゆる有識者会議とは異なり、一部の専門家ではなく、より広範なステークホルダー（現在・未来の当事者）が参加するところに特徴があります。

計画番号	用語	解説
(4)	学生ボランティアステーション	学生で構成されるボランティア・ユニットの集まり。各ユニットリーダーによる運営委員会が地域団体等のニーズをマッチングし、連携協力する機能を持つ。
(4)	つながりプロジェクト	熊本地震復興支援を行うNPO法人及び県立大学学生のプロジェクチームによる宇和島市仮設団地への支援活動。
(4)	KUMAJECT	総合管理学部で学ぶパブリック、ビジネス、情報管理、地域福祉ネットワークのそれぞれのコースの知識を実践的に活用し、地域の課題、問題の解決に向け学生と教員の有志により行っているプロジェクト。(熊本県立大学総合管理学部公式WEBサイト)
(6)	CEFR	Common European Framework of Reference for Languages : ヨーロッパ言語共通参照枠。多言語のヨーロッパでどの言語でどれくらいの語学力があるのか、共通して測る物差しとして欧州評議会 (Council of Europe) が開発。外国語の熟達度をA1, A2, B1, B2, C1, C2の6レベルに分け、A1が初心者レベル、C2がほぼネイティブ並のレベル。
(6)	TOEIC®	Test of English for International Communication : 英語によるコミュニケーション能力に関するテスト
(6)	TOEFL®, TOEFL®-ITP	Test of English as a Foreign Language : 1964年に英語を母語としない人々の英語コミュニケーション能力を測るテストとして、米国非営利教育団体であるEducational Testing Service(ETS)により開発。大学のキャンパスや教室といった実生活でのコミュニケーションに必要な、「読む」「聞く」「話す」「書く」の4つの技能を総合的に測定。TOEFL ITPテストプログラムは、学校・企業等で実施することができる団体向けTOEFL® テストプログラム。
(7)	LLC	Language Learning Commons : 個人学習からグループ学習まで、幅広い用途に活用できる教室のこと。語学学習用のCD・DVD・iPadアプリ、パソコンソフトなどのマルチメディア教材を揃えている。
(8)	学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)	各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身につけたものに卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。
(8)	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
(9)	キャップ制	履修科目登録単位数上限の設定。学生が、授業科目毎の学習時間を十分に確保し、充実した学修が展開できるよう、1年間あるいは1学期間に履修科目として登録できる単位数に上限を設定すること。
(12)	PROGテスト	汎用的技能を測定するための業者テスト
(12)	SPODフォーラム	四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (Shikoku Professional and Organizational Development Network in Higher Educationの略) 四国地区の32の国公私立大学・短期大学・高等専門学校によって構成。質の高い教育を提供するため、4県に位置する「ネットワークコア校」を中心に、加盟校が協力・連携して、教職員の能力開発 (FD・SD) につとめている。
(12)	教学IR	IRとは、「Institutional Research (インスティテューショナル・リサーチ)」の略で、機関の計画策定、政策形成を支援するための情報を提供する目的で、高等教育機関の内部で行われるリサーチのこと。 教学IRは、大学の教育活動の改善を重視したIRのこと。学修成果の評価を通してカリキュラムや各種教育プログラムの質保証や改善支援が期待される。

計画 番号	用語	解説
(17)	キャリアデザイン教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育（文部科学省HPより）
(18)	大学コンソーシアム熊本	熊本県内にある大学・高専等が協力して、高等教育機関の教育・研究の充実を図ることにより、地域の行政や産業界と連携しながら、地域社会の教育・文化の向上・発展に貢献し、あわせて熊本の教育環境の向上に寄与することを目的として設立された一般社団法人。県内の高等教育機関14機関で構成。
(20)	科研費 ：科学研究費補助金 （独立行政法人日本学術 振興会）	科研費は、全国の大学や研究機関における研究活動への助成制度。人文・社会科学から自然科学までのすべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする。
(23)	学術機関リポジトリ	教育・研究成果の発信手段として大学や研究機関等が作成・提供しているデータベースシステム
(24)	地域貢献研究事業	地域社会に積極的に貢献するための研究の促進等を図ることを目的とし、設立団体である熊本県や包括協定市町村と協働研究を行う事業。
(27)	CPDプログラム	Continuing Professional Development：継続的専門職能開発プログラム
(29)	官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～	「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」は、2014年からスタートした官民協働で取り組む海外留学支援制度で、2020年までの7年間で約1万人の高校生、大学生を「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の派遣留学生として送り出す計画。 派遣留学生は支援企業と共にグローバル人材コミュニティを形成し「産業界を中心に社会で求められる人材”、”世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”へと育成される。帰国後は海外体験の魅力を伝えるエヴァンジェリスト（伝道師）として日本全体の留学機運を高めることに貢献することが期待される。
(34)	シラバス	学生が履修科目を選択するときや、授業の予習・復習のときに利用するために作成する授業計画のこと。 本学では、授業科目毎に、概要、到達目標、履修上の注意、授業計画、使用教材、単位認定の方法、成績評価基準等について記載している。
(35)	SD	（Staff Development スタッフ デベロップメント） 教員に加え事務職員や技術職員など、教職員全員を対象とした、管理運営や教育研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。
(36)	個人評価制度	教員の教育研究等の活動状況を点検・評価し、その活性化に役立てるとともに、大学として教育研究等の活動水準の一層の向上を図ることを目的として実施している制度。
(42)	熊本県立大学未来基金	熊本県立大学が平成21年9月8日、さらなる教育研究環境の充実を図り、地域に貢献する有為な人材の育成及び優れた研究成果の創出に資することを目的に創設した基金
(46)	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	バリアフリーとは、障がい者や高齢者、妊産婦など身体機能等に関して何らかのハンデを持つ人が生活を送る上での障壁（バリア）となるものを除去するという考え方であり、ユニバーサルデザインは「すべての人のためのデザイン」のことで、年齢、性別、国籍（言語）や障がいの有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味する。また、情報、サービスやコミュニケーションを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われる。
(47)	SA	下記のTAと同様の制度で、教育補助を学士課程の学生に携わらせる場合は、TAと区別として、スチューデント・アシスタント（SA）と称する。
(47)	TA	（Teaching Assistant ティーチング アシスタント） TAは、学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験、実習、演習等の教育補助業務（具体的には、演習のディスカッションリーダー、レポート・試験等の採点など）を行い、これに対する手当を支給される大学院学生等を指す。